

令和4年12月2日

恵庭市議会総務文教常任委員会

委員長 武藤 光 一 様

発議者 恵庭市議会総務文教常任委員会

委員 柏野 大 介

議案第4号 恵庭市議会議員及び恵庭市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する
条例の一部を改正する条例に対する修正案

上記の議案に対する修正案を会議規則第101条の規定により別紙のとおり提出します。

議案第4号 恵庭市議会議員及び恵庭市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する
条例の一部を改正する条例に対する修正案

恵庭市議会議員及び恵庭市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の一部を次のとおり修正する。

第4条第1項第2号イ中「7,700」を「3,850」に改める。

第8条中「ポスター掲示場の数に相当する数」を「ポスター掲示場の数に1.1を乗じて得た数（1未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた数）」に改める。

【提案説明】

選挙公営の趣旨

選挙公営制度は、お金のかからない選挙のため、また、候補者間の選挙運動の機会均等を図るために採用されている制度です。

一方で地方財政法では、最小の経費で、最大の効果を求めている。

地方財政法

(予算の執行等)

第四条 地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最少の限度をこえて、これを支出してはならない。

2 地方公共団体の収入は、適実且つ厳正に、これを確保しなければならない。

ポスターの単価、枚数については、自治体ごとにさまざまな規定をしている一方で、ガソリン代については、ほぼ上限額での設定が多い。

恵庭市の面積やこれまでの実情を考えたときに、この上限額引き上げが本当に必要な改正なのか。

一方で、ポスターの単価、枚数の規定は、法が定める上限額と比較しても半額以下とかなり低く抑えられている。近隣を見ても、千歳市、北広島市、石狩市などでは、単価も高い上に、枚数も掲示板の数の1.1倍から1.2倍と設定している。

単価は据え置くとしても、現状では、選挙運動期間中にポスターが破れても貼り替えをすることができない。予備の印刷に印刷業者の負担を求めることは、選挙公営の趣旨とは異なるのではないか。

以上のことから、今回2点の修正を提案したい。

修正の内容、

1点目、ガソリン代を、公選法の上限額の1.2とする。

2点目、ポスターの枚数を、掲示板の数の1.1倍に増やす。

ご審議の上、賛同願いたい。

3850円、160～165円→23.3リットル、

5km/リットル→116キロメートル。7日間で、816キロ走れる。

広ぼう 東西34キロメートル 南北23キロメートル

市役所から島松公民館まで6km

1定：自転車歩行者道を除く認定道路の路線数は1,402路線、総延長は569.51キロメートル

平成31年の市議選で、燃料契約をした10人の平均額は、16,541円、1日あたり2,363円。

(1人だけ超えている。4,788円)